

2023年3月14日

**「SVB フィナンシャル・グループ」および「シグネチャー・バンク」が
発行する有価証券の保有状況について**

3月10日時点で当社が設定・運用する公募投資信託において、SVB フィナンシャル・グループおよびシグネチャー・バンクを保有しているファンドについて、現時点で把握可能なものは以下の通りです。

【SVB フィナンシャル・グループ】

ファンド名	株式保有比率 (純資産総額比)
スカイオーシャン・コアラップ (安定型)	0.01%未満
スカイオーシャン・コアラップ (成長型)	0.01%未満
グローバル株式ファンド (愛称: The GDP)	0.01%未満
世界成長スマートファンド (愛称: スマート・ブレンダー)	0.01%未満

※債券の保有はございません。

【シグネチャー・バンク】

ファンド名	株式保有比率 (純資産総額比)
スカイオーシャン・コアラップ (安定型)	0.01%未満
スカイオーシャン・コアラップ (成長型)	0.01%未満
グローバル株式ファンド (愛称: The GDP)	0.01%未満
世界成長スマートファンド (愛称: スマート・ブレンダー)	0.01%未満

※債券の保有はございません。

以上

[お申込みに際しての留意事項]

◎投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債など値動きのある有価証券等を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

◎投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

<購入時、換金時に直接ご負担いただく費用>

購入時手数料 上限 3.3%（税込）

信託財産留保額 上限 0.15%

<保有期間中に間接的にご負担いただく費用>

信託報酬 上限年率 1.386%（税込）

※ファンド・オブ・ファンズの場合は、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

その他費用 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。

ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認ください。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、スカイオーシャン・アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率（作成日現在）を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者： 関東財務局長（金商）第 2831 号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会

<ご留意事項> ◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。◆ ご購入のお申し込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。◆ 投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクを伴います）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数開発元もしくは公表元に帰属します。